

保健指導相談員（会計年度任用職員）採用試験実施要項

令和8年6月
府中市

概要

この採用試験は、保健指導相談員（会計年度任用職員）の採用候補者を決定するために実施するものです。

募集人数 1名

採用予定日 令和8年8月1日（土）以降

採用の決まった日に応じて、別途定めます。

試験申込場所 府中市役所おもや2階 福祉保健部生活福祉課（郵送可）

1 募集人数及び受験資格

職名	募集人数	受験資格
保健指導相談員	1名	保健師の免許を有する方

※ 地方公務員法の規定により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 府中市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 試験申込手続

(1) 実施要項の配布及び試験申込み

配布及び申込期間	配布及び受付時間	受付場所
令和8年6月17日(水) ～採用者が決定するまで (決定した場合は、ホームページでお知らせします。)	午前8時30分 ～ 午後5時00分	<ul style="list-style-type: none">・受付場所 府中市役所おもや2階 福祉保健部生活福祉課※ 土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため、募集要項の配布及び試験申込みの受付は行いません。※ 実施要項は、府中市公式ホームページからもダウンロード可能です。 ・郵送先 〒183-8703 府中市宮西町2-24 福祉保健部生活福祉課 宛て※ 封筒の宛名面に「試験申込書類在中」と記載してください。

(2) 試験申込みに必要な書類

履歴書(写真添付、メールアドレスの記載必須)、職務経歴書、資格証の写し

(3) その他

ア 申込みに関する提出書類に不備がある場合、申込みを受け付けないことがあります。

このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。

イ 申込みに関する提出書類は、お返しできません。

3 選考方法等

(1) 第1次選考

履歴書等の提出書類による選考を行います。

※ 選考結果は、合否に関わらず、全員の方にメールで通知します。

※ 提出後、2週間以内に通知が届かない場合は下記問合せ先までお問い合わせください。

(2) 第2次選考

面接試験による選考を行います。

※ 面接試験に関する詳細は、第1次選考に合格した方にメールで通知します。

※ 選考結果は、合否に関わらず、全員の方に郵送で通知します(試験後1週間程度を予定)。

(3) その他

履歴書等の記入内容に虚偽があった場合や、所定の受験資格を満たしていないことが判明した場合には、採用されないことがあります。

4 勤務条件等

(1) 身分

府中市会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号による任用）

(2) 職名

保健指導相談員

(3) 勤務場所

府中市役所おもや2階 福祉保健部生活福祉課

(4) 業務内容

ア 被保護者健康管理支援事業（糖尿病等重症化予防・治療中断者支援・健診受診勧奨等）として、受給者へ訪問・面接・電話などで生活習慣病の予防・改善のための保健指導実施及び医療や健康に関する相談・助言。

イ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に向けた理解啓発を行うとともに、頻回受診や重複受診の是正など、医療扶助の適正実施に資する助言・指導。

ウ ケースワーカー等の関係職員と連携し、受給者の支援方針の検討やケース対応に関する専門的助言・同行訪問・同行受診・カンファレンスや、出席関係機関との調整。

エ その他受給者に対する電話・訪問・対面での健康相談（妊娠・出産関係含む。）や来所した受給者の体調不良時の緊急対応。

オ 受給者の健康に関する内容の普及啓発。研修、事例検討会への出席。

(5) 任用期間

任用された日から令和9年3月31日まで

※ 令和9年4月以降も職が継続して設置される場合、再度の任用に申し込むことができます。

(6) 勤務日数

週4日（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(7) 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分まで（実働7時間45分）

(8) 休日・休暇等

ア 週休日は、毎週土曜日、日曜日及び所属長の定める日とし、国民の祝日及び年末年始は休日とします。

イ 休暇は、年次有給休暇のほか病気休暇、慶弔休暇などの特別休暇があります。

(9) 報酬月額

238,600円

※ 別途、通勤手当相当分、期末勤勉手当等が支給されます。

※ 採用前に改定等があった場合は、その定めるところによります。

(10) 服務義務等

地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限及び争議行為等の禁止）が適用となるほか、地方公務員法に規定する事由に該当した場合、分限・懲戒処分の対象となります。

(11) 社会保険等

東京都市町村職員共済組合（短期給付・福祉事業）、厚生年金保険及び雇用保険に加入するほか、労働災害補償等の対象となります。

(12) 福利厚生

府中市職員互助会に加入できます。

【問合せ先】

府中市福祉保健部生活福祉課生活保護担当
鹿股・榎本・住吉
〒183-8703 府中市宮西町2-24
電話 (042) 335-4105 (直通)